

玄海町独身応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻の意思がある者の出会い及び交際から結婚に至るまでの活動を支援し、未婚化、晩婚化に歯止めをかけることを目的とし、玄海町補助金等交付規則(平成 6 年玄海町規則第 10 号)に基づき、玄海町独身応援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者をいう。
- (2) 結婚相談所入会金等 結婚相談所に入会する際に支払う料金と活動費用として支払う料金をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内在住者であり、交付決定日において 20 歳以上 59 歳以下の独身の者
- (2) 結婚後、本町に定住する予定の者
- (3) 過去にこの事業による補助を受けていない者。ただし、前年度に交付決定を受け継続し活動を行っている者は除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団に関係しない者

(補助対象経費及び補助額の基準)

第 4 条 補助金の対象となる経費及び補助額の基準は別表のとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、結婚相談所に登録する 14 日前までに、玄海町独身応援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所の支援の内容がわかるものの写し(リーフレット等)
- (2) 結婚相談所入会金等の見積書の写し
- (3) 住民票
- (4) 独身を証明する書類(独身証明書等)
- (5) その他町長が必要であると認めるもの

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、玄海町独身応援事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請及び変更交付決定)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その内容を変更する場合は、速やかに玄海町独身応援事業補助金変更交付申請書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により内容の変更を決定したときは、玄海町独身応援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、玄海町独身応援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所の入会日がわかるもの
- (2) 結婚相談所の退会日がわかるもの(結婚相談所を退会した場合)
- (3) 結婚相談所入会金等の領収書の写し

2 前項の実績報告の提出期限は、結婚相談所を退会した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、玄海町独身応援事業補助金の額の確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、玄海町独身応援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、事業の遂行上、概算払が必要なときは、玄海町独身応援事業補助金交付概算払請求書(様式第8号)に結婚相談所入会金等の領収書の写しを添えて町長に提出することができる。

(交付決定の取り消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときには、玄海町独身応援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が結婚相談所の会員となった月から2か月未満で退会したとき。ただし、交際、婚約、結婚等による退会は除く。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、玄海町独身応援事業補助金返還請求書(様式第10号)により、交付決定者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象とする経費	補助額の基準
結婚相談所に支払う入会金、登録料、会費、活動料、成婚料等	10分の10以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。ただし、1人30万円を限度とし、既に交付を受けた者については、30万円から交付額を差し引いた額とする。